

# 携帯の架空請求・不当請求！

## “ ネットをめぐるトラブル ”

「携帯小説を読んでいて次を読みたいとクリックしたところ、いきなり有料サイトに登録され、高額な請求を受けた」、「懸賞サイトをクリックしていくうちに、出会い系サイトに登録されてしまい、高額な請求を受けている」、「URLをクリックしたところ、いきなりアダルトサイトに登録され高額な請求を受けた」等々最近ネットをめぐるトラブルが多発しています。



みつき

「登録されました」、「入会ありがとうございました」と表示されても契約が成立しているとは限りません。電子消費者契約法では、事業者は消費者から申し込みを受ける際、「申し込み内容などを確認する措置」を講じていない場合は、たとえ消費者に「うっかりクリック」などの過失があったとしても、契約は無効とすることができるようになっています。

携帯電話の番号、メールアドレス、IPアドレス等から個人情報が判明することはありませんので、過度に不安にならないことです。業者に連絡を取るのは、新たに個人情報を知らせたり、脅迫を受けたりすることにつながりますので、こちらからは絶対に連絡せずに無視してください。また脅しのメール、電話等には、「受信・着信拒否」・「アドレス変更」などで対処しましょう。

ネット社会は便利な反面危険も一杯です。それを肝に銘じ賢く使いたいものです。

# 悪質な訪問販売にご注意！

## “ 無料で点検しますと言われた訪問販売 ”

訪問販売では、屋根の修理や耐震工事を勧められ、トラブルになるケースが増えています。代表的な手口は「近くで工事をしているから」、「無料点検をしてあげる」などと言い、頼んでもいないのに業者が点検に来て「このままでは雨漏りして家が腐ってしまう」、「地震が来たら大変なことになる」等大げさに不安をあおります。また「今日まで半額だ」、「今だけ特別に安くできる」と契約を急がせるケースがほとんどです。



みつき

すぐに契約するのではなく、本当に必要な工事なのか調べ、いくつかの業者から相見積もりを取ってみましょう。また、訪問販売の場合は契約書の交付が義務付けられています。書面を受け取って8日以内ならクーリング・オフにより無条件解約できます。工事が始まっていても、期間内であればクーリング・オフできます。

クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも、「断ったのに業者が帰ってくれず仕方なく契約した」、「業者に嘘の説明をされた」など問題のある場合には取り消しできることもあります。あきらめずに消費生活センターにご相談ください。